

(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な考え方

(仮称)旭川市まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)とは、本市のまちづくりにおける基本的な理念や仕組みを総合的に定めるものです。

まちづくり基本条例は、一般に「自治体の憲法」ともいわれており、他の自治体では、「自治基本条例」等と称しているところもありますが、名称のいかんを問わず、自治体における最高規範性を有する条例として位置付けられています。

なぜ作るのか

人口減少、少子高齢化、核家族化が進み、市民の価値観やニーズが多様化、複雑化する中で、それぞれの地域において安心して暮らすことのできる、個性的で魅力と活力のあるまちづくりが求められています。

また、景気の低迷が続き、市の収入が減少する一方、地域主権改革により国と地方の役割分担が変わる中で、自主・自律的なまちづくりを行うためには、地域のことは地域で考え、自ら解決するという地方自治の基本に立ち返り、まちづくりの主役である市民が生き生きと活躍できる仕組みや環境づくりが重要です。

本市では、平成14年に旭川市市民参加推進条例を制定し、協働を基本とした市民参加のまちづくりを推進しており、まちづくりに対する市民の関心や意識が高まりつつあります。

このため、市民が主体のまちづくりを一層発展させることを目指して、基本条例を策定します。

作る上で重要なこと

基本条例を策定するという事は、条文そのものを作ることが全てではありません。

むしろ、策定に向けた市民議論の中で、市民や企業、団体、議会、行政などのまちづくりの担い手の役割をはじめ、市民参加や市民協働などについて、今後どうあるべきか、さらには、基本条例が策定された後に、その趣旨に基づいてどのようなまちづくりを行っていくことができるのかということをもみんなで考えながら、取組を進めることが重要です。こうした策定プロセスを経ることで、まちづくりに対する市民の意識が一層高まり、住民自治の充実につながっていくものと考えます。

以上の考えに立つとともに、旭川市市民参加推進会議^(注1)から提出のあった『「まちづくり基本条例」制定における市民参加のあり方に関する提言』(平成23年12月16日付け)の内容を踏まえ、基本条例の策定に向けた方針、体制及びスケジュール、検討が必要な主な項目(例示)について、次ページ以降のとおりとします。

(注1)「旭川市市民参加推進会議」とは、本市の市民参加に関する基本的事項について調査審議するために、旭川市市民参加推進条例の規定により設置された附属機関^(注2)です。



1 策定に向けた方針

- (1) 基本条例の策定に当たっては、より多くの市民の意見を反映するため、市民参加の機会を幅広く設けるなど、策定する過程を大切にします。
- (2) 実効性の高いものとするため、まちづくりに関する理念等を明確化し、基本条例の施行までには実践的な取組を合わせて提示します。
- (3) 条文は、広く市民の理解を得るため、簡潔で分かりやすい表現となるように努めます。

2 策定の体制及びスケジュール

公募市民と有識者などで構成する「旭川市まちづくり基本条例市民検討会議」(以下「市民検討会議」という。)を設置します。

市民検討会議は、附属機関^(注2)として位置付け、複数の部会を置く予定です。

市民検討会議は、基本条例の策定に係る調査、審議を行うほか、市民周知・啓発や市民の声を聴くための企画立案、イベントの開催など、策定に向けて中心的な役割を担います。

併せて、市民検討会議をサポートするため、庁内組織を設置します。

(注2) 「附属機関」とは、法律又は条例の規定に基づいて設置される審議会などの合議制の諮問機関をいいます。本市では、現在46の附属機関(H23.4現在)があり、旭川市市民参加推進会議もその一つです。懇談会や意見交換会などのいわゆる私的諮問機関とは性格が異なります。

スケジュール

平成23年度 ・広報誌に記事を掲載(市民への周知・啓発, 意見募集)

平成24年度 ・(仮称)旭川市まちづくり基本条例策定に係る基本的な
考え方の決定
・市民検討会議の設置
・市民フォーラムの開催, 各種意見交換会の実施
・まちづくり対話集会の開催(テーマ:まちづくり基本条例)
・広報誌に特集記事の掲載(市民への周知・啓発)など
※上記の取組を行いながら, 基本条例に盛り込むべき事
項を整理します。

平成25年度 ・基本条例の骨子案や素案の作成
・パブリックコメント(意見提出手続)の実施
・基本条例案を市議会に提案
・広報誌に特集記事の掲載(基本条例の内容について)

平成26年度 ・基本条例の施行

※議論の進捗状況等によって, スケジュールは変更になる場合があります。

3 検討が必要な主な項目(例示)

- ・市民参加や市民協働を一層進めるためにはどうしたらよいか。
- ・暮らしやすい地域コミュニティを築いていくためにはどうしたらよいか。
- ・市民主体の健全で公正な自治の運営を進めていくためにはどうしたらよいか。

※項目の検討に当たっては, 具体的な論点を洗い出すとともに, 「旭川らしさ」や「発信力の有無」, 「持続可能性」といった視点も加えて検討します。

※市民憲章や総合計画, 市民参加推進条例などとの関連についても検討します。